

決算特別委員会の審査概要

平成17年度 一般・特別・病院会計

経常収支・公債費比率等

16年度に比べ改善

議員 十七年度の決算では公債費比率が七・二％、経常収支比率は八七・八％であったが、この結果をどう評価しているのか。

財政課長 経常収支比率、公債費比率等の数値は前年度に比べ改善しているが、経常収支比率は臨時財政対策債や減税補てん

議員 十七年度の決算では公債費比率が七・二％、経常収支比率は八七・八％であったが、この結果をどう評価しているのか。

議員 市債の金利は大変高いが、借り換えや繰り上げ償還など金利負担を軽減する方策を聞きたい。

財政課長 公営企業金融公庫からの融資は公庫の



消防署通信指令室

病院事業会計

医師の確保が重要課題

議員 十七年度決算では純損失額が約五億円となり、前年度に比べ大幅に増加している。経営状況が悪化した原因をどのようにとらえているのか。

病院総務課長 特定の診療科で専門医が不足したことによりその科の外來患者が減少し、結果として入院患者も減少したことが、また退職金引当金から

議員 十七年度決算では純損失額が約五億円となり、前年度に比べ大幅に増加している。経営状況が悪化した原因をどのようにとらえているのか。

議員 医師不足を解消するためにどのような対応を考えているのか。

病院長 即効性のある対策は、医師の派遣等が可能な大学との連携であると考えます。十九年度は現在の欠員を補充すること

「病院機能評価」取得への取り組み

議員 十七年度は病院機能評価に取得し、平成十八年八月に認定されたが、五年後の再審査までの間どのようなプログラム、



平塚競輪場 (湘南バンク)

関係団体への交付金引き下げに向け努力

議員 十七年度の負担金補助及び交付金は約四五億円で、十六年度に比べ一九億九〇〇万円余り増加しているが、その内容を伺いたい。

事業課長 交付金には一

マネジメントにより質の維持・向上に努めるのか。

病院総務課長 病院機能評価の取得に当たり、院内で機能評価管理委員会を設置して取り組んできた。病院の機能を組織的に充実させる手段としてマニュアルを整備し、院内LANにより全職員の利用を可能にしていく。マニュアルの変更、見直しは随時可能とし、定期的に機能評価管理委員会がチェックを行い、維持・向上に努めていきたい。

競輪事業特別会計

議員 競輪事業基金へ七九〇万円余を積み立てたが、現在の残額と今後の使途を聞きたい。

事業課長 基金の残額は

競輪事業基金使途を尋ねる

議員 競輪事業基金へ七九〇万円余を積み立てたが、現在の残額と今後の使途を聞きたい。

事業課長 基金の残額は

下水道事業特別会計

議員 本市の公共下水道使用料の徴収は昭和四十八年度から実施され、使用料金の改定も過去七回

下水道総務課長 十七年度の下水道使用料の減免件数は三六九七件であり、金額は三八八八万八〇〇〇円である。

議員 どのような者が減

使用料の減免内容問う

議員 どのような者が減

経営支援型融資制度 初年度の実績は

議員 無担保・無保証人の経営支援型融資制度として、十七年度からチャ

議員 融資後の、中小企業診断士等による融資効果の測定や経営課題の助言等のモニタリングによる効果を聞きたい。

産業政策課課長代理 融資実行から年度末まで短期間であったためモニタ

コンビニ収納 実施効果を聞く

議員 十七年度からコンビニエンスストアでの市税等の納付が可能となったが、制度の実施による効果を聞きたい。

市税総務課課長代理 制度の開始に当たり、①納税者の利便性の向上②自納付の促進等による事務の軽減や効率化③収納率の向上、と三つの目的を掲げた。前年度と比較

消防署通信指令施設 更新後の状況

議員 災害対策、救急対策に資するため消防署通信指令施設を更新したが、どのような効果があったのか聞きたい。

指令課長 ①指令席が二

席から四席となったため

災害時に集中する一一九番通報の受信とその処理がより適切に行え、通報から現場到着までの所要時間が短縮したこと②指令制御装置の更新により指令操作が安定したこと③停電時でも通電状態にあることを可能とする無停電電源装置の更新により、危機対応がより強化されたこと④テレフォンガイドの更新により、災害案内と病院案内を常時二系統で行うことが可能となり、市民サービスが向上したこと、の四点が挙げられる。

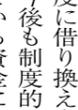
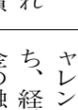
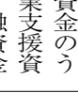
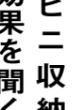
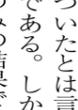
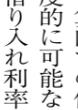
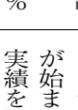
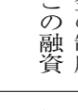
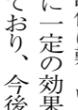
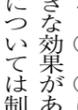
今年統一地方選挙の年です

政治家の寄附は禁止
有権者が寄附を求めることも禁止

政治家や後援団体が選挙区内の人に
お金や物を贈ることは、法律で禁止されています。
違反すると罰せられます。
また、有権者が寄附を求めることも禁止されています。

寄附禁止のルールを守って
明るい選挙を実現しましょう。

冠婚葬祭や地域のイベントなど、こんな時、こんな物も、寄附禁止の対象となります。

 病氣見舞い	 お祭りへの寄附や差入	 お中元やお歳暮	 入学祝卒業祝	 葬式の花輪、供花
 落成式開店祝の花輪	 秘書等が代理で出席する場合の葬式の香典	 秘書等が代理で出席する場合の結婚祝	 地域の行事やスポーツ大会への飲食物の差入	 町内会の集いや旅行などの催し物の差入